

さいたま市教育委員会会議

(定例会)

令和7年5月22日 開催

# 教 育 委 員 会 会 議

日時 令和7年5月22日（木）

午後2時00分

場所 教育委員会室

## < 次 第 >

### 1 開 会

### 2 議 事

議案第25号 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

議案第26号 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第27号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の任命について **【非公開案件】**

議案第28号 さいたま市図書館協議会委員の任命について **【非公開案件】**

### 3 閉 会

議案第 25 号

令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について  
令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）を、別紙のとおり  
市長に申出る。

令和 7 年 5 月 22 日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子



別 紙

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

第1表

## 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		16,542,680	78,930	16,621,610
	1 国庫負担金	14,878,247	45,909	14,924,156
	2 国庫補助金	1,552,398	33,021	1,585,419
24 諸収入		171,841	200	172,041
	6 雑入	129,328	200	129,528
歳入合計		22,929,574	79,130	23,008,704

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		119,844,486	1,100,267	120,944,753
	2 小学校費	55,364,184	1,100,267	56,464,451
歳出合計		119,844,486	1,100,267	120,944,753

第2表

## 継 続 費 補 正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	指扇小学校複合 施設整備事業	11,002,670	7	1,100,267
				8	5,501,336
				9	4,401,067

# 補 正 予 算 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節
18 国庫支出金	16,542,680	78,930	16,621,610	
1 国庫負担金	14,878,247	45,909	14,924,156	
5 教育費国庫負担金	14,878,247	45,909	14,924,156	1 小学校費負担金 45,909
2 国庫補助金	1,552,398	33,021	1,585,419	
9 教育費国庫補助金	1,552,398	33,021	1,585,419	2 小学校費補助金 33,021
24 諸収入	171,841	200	172,041	
6 雑入	129,328	200	129,528	
3 雑入	129,328	200	129,528	9 教育費雑入 200
歳入合計	22,929,574	79,130	23,008,704	

2 歳 出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	119,844,486	1,100,267	120,944,753	1,058,745	41,522	
2 小学校費	55,364,184	1,100,267	56,464,451	1,058,745	41,522	
4 学校建設費	15,147,785	1,100,267	16,248,052	1,058,745	41,522	1 小学校施設等整備事業 1,100,267
歳 出 合 計	119,844,486	1,100,267	120,944,753	1,058,745	41,522	

# 継 続 費 補 正 に 関 す る 調 書

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						令和6年度の 未 支 出 額	令和7年度の 支 出 額	令和7年度の 未 支 出 額	令和8年度の 支 出 額	継続費の 総額に 対する 率	
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源			国県支出金						
					地方債	その他	一般財源							
10 教育費	2 小学校費	指扇小学校複合 施設整備事業	7	1,100,267	81,290	780,600	196,855	41,522		1,100,267	1,100,267		10.0	
			8	5,501,336	488,391	3,889,200	200	1,123,545				5,501,336	50.0	
			9	4,401,067	467,677	3,071,400	200	861,790				4,401,067	40.0	
			計	11,002,670	1,037,358	7,741,200	197,255	2,026,857		1,100,267	1,100,267	9,902,403	100.0	



## 提案理由書

令和7年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、指扇小学校複合施設整備事業における継続費の設定を行うとともに、建設に要する経費について、市長に申出するものです。



令和7年度6月補正予算

# 事務事業概要

事務事業名 小学校施設等整備事業		補正額																																					
局/部/課	教育委員会事務局/管理部/学校施設整備課	〔財源内訳〕																																					
款/項/目	10款 教育費/2項 小学校費/4目 学校建設費	18款 国庫支出金	80,818																																				
<事業の目的・内容> 市立小学校の良好な学習環境を確保するために、「さいたま市学校施設リフレッシュ基本計画」に基づき、学校施設の改築及び大規模改修を実施する等、学校施設の整備を推進します。		19款 県支出金	472																																				
		22款 繰入金	196,655																																				
		24款 諸収入	200																																				
		25款 市債	780,600																																				
<補正の目的・内容> 設計業務の完了に伴い、指扇小学校複合施設を整備するため、建設に要する経費について、補正を行うとともに、継続費を設定するものです。		- 一般財源	41,522																																				
		補正前予算額	4,430,053																																				
<主な事業> 1 指扇小学校複合施設整備事業 1,100,267 [参考] 指扇小学校複合施設の建設工事（建築・電気設備・機械設備）及び工事監理を行います。 事業スケジュール ・令和8年1月 工事着手 ・令和9年12月 工事完了																																							
<継続費> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">年割額</th> <th colspan="4">財源内訳</th> </tr> <tr> <th>国庫支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">指扇小学校複合施設整備事業</td> <td>7</td> <td>1,100,267</td> <td>81,290</td> <td>780,600</td> <td>196,855</td> <td>41,522</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>5,501,336</td> <td>488,391</td> <td>3,889,200</td> <td>200</td> <td>1,123,545</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>4,401,067</td> <td>467,677</td> <td>3,071,400</td> <td>200</td> <td>861,790</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,002,670</td> <td>1,037,358</td> <td>7,741,200</td> <td>197,255</td> <td>2,026,857</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	年割額	財源内訳				国庫支出金	地方債	その他	一般財源	指扇小学校複合施設整備事業	7	1,100,267	81,290	780,600	196,855	41,522	8	5,501,336	488,391	3,889,200	200	1,123,545	9	4,401,067	467,677	3,071,400	200	861,790	計	11,002,670	1,037,358	7,741,200	197,255	2,026,857
事業名	年度	年割額	財源内訳																																				
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源																																	
指扇小学校複合施設整備事業	7	1,100,267	81,290	780,600	196,855	41,522																																	
	8	5,501,336	488,391	3,889,200	200	1,123,545																																	
	9	4,401,067	467,677	3,071,400	200	861,790																																	
	計	11,002,670	1,037,358	7,741,200	197,255	2,026,857																																	

議案第26号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正  
する規則の制定について

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する  
規則を、別紙のとおり制定する。

令和7年5月22日提出

さいたま市教育委員会  
教育長 竹居 秀子

別紙

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則

(さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域		別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
美園南中学校	[略]	美園南中学校	[略]
いんどり学園中学部	さいたま市全域		

(さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和7年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の改正を次のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域		別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
美園北小学校	[略]	美園北小学校	[略]
大和田小学校	見沼区大和田町1丁目及び見沼区大和田町2丁目の一部並びに見沼区大字蓮沼の一部		
いんどり学園小学部	さいたま市全域		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

## 提案理由書

年々増加傾向にある本市の不登校児童生徒への多様な教育機会を確保することを目的として、新たに学びの多様化学校として「いろどり学園小学部・中学部」を設置し、不登校等児童生徒一人ひとりに応じた多様な支援を保障するため、さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、第1条については令和8年4月1日、第2条については公布の日です。

# さいたま市立いろどり学園小学部・中学部

目的: 不登校等児童生徒一人ひとりに応じた多様な支援を保障し、児童生徒が学力やコミュニケーション能力を身に付けることで、社会的自立を目指す。

校種・形態: 小・中一貫型小学校・中学校

教育課程: 特別に編成された教育課程

対象: 原則学校を年間30日以上欠席している、もしくは、していた児童生徒

校舎: 本校(さいたま市立教育研究所の一部) 及び6か所のキャンパス(教育相談室の一室)

※「学びの多様化学校」は市立の学校のため、在籍している学校から転入学の手続きが必要となります。

## 特色1 いつでもどこでも学びにアクセス

- ・本校またはキャンパスでも、家でも学ぶことができます。
- ・メタバース等を活用して、いつでも学ぶことができます。



【3Dメタバースでの交流の様子】



## 特色2 自分らしく学べる教科「未来工房」の設定

➤「未来工房」には、必修(全員が学ぶ内容)と選択(選んで学ぶ内容)があります。

- ・共通: 音楽、図画工作・美術、体育・保健体育、技術・家庭の内容を関連付けた学習。こころの仕組みなどについて学ぶメンタルヘルス教育。
- ・選択: 自分の好きなことや興味・関心のあることに没入できる時間。先端技術を活用した探究的な学びの時間。



【プログラミングし、ドローンを飛ばす様子】



【3Dプリンター作品作成に向けてプログラミングする様子】



【時間割のイメージ】

時間	コマ	月	火	水	木	金
9:30~9:45	薬のHR					朝のHR
9:55~10:45	1コマ目					各教科の授業及び未来工房の授業を行います。
10:55~11:45	2コマ目					
11:55~12:45	3コマ目					
12:45~13:30	昼休み					昼のHR
13:40~14:30	4コマ目					各教科の授業及び未来工房の授業を行います。
14:40~15:30	5コマ目					
15:35~15:45	帰りのHR					帰りのHR

## 特色3 安心できる居場所

- ・学校生活における悩み等について公認心理師や精神保健福祉士などの専門職が相談に乗ります。
- ・卒業後の進路について、一人ひとりの希望をもとに、様々な選択肢の中から進路先を選ぶことができます。



【メタバースを活用して専門職に悩みを相談したり、進路について相談したりする様子】